

専攻領域別要件一覧

2005/09

専攻領域	実務内容	対象建築士資格等	専攻領域実務経歴年数	実務実績件数	CPD 1	限定表示	専門分野表示	実務経歴・実績に代えることのできる協定団体等の資格	
まちづくり	・都市デザイン、都市計画に係わる業務 ・開発事業、区画整理・再開発等の具体的プロジェクトに係わる業務 及びそれに係わる企画、調査等のコンサルタント業務 ・地域の住民の参加やNPO団体等による景観保存、まちおこし運動、地域貢献活動等に対する専門家としての幅広い支援活動	1級建築士	5年	3件以上	250単位		都市・環境デザイン、都市計画、再開発、区画整理 まちづくりコーディネーター まちづくりアドバイザー 街並保存・修景、まちづくり行政		
		2級建築士	5年						
		木造建築士	5年						
設計	・建築の設計及び工事監理に係わる業務	1級建築士	5年	3件以上	250単位		戸建住宅、集合住宅、医療施設、福祉施設、教育施設、生産施設、商業施設、業務施設、文化施設、宗教施設、鉄道施設、宿泊施設、スポーツ施設、社寺建築、数寄屋造 伝統建築保護修復、ランドスケープFM(ファシリティマネージメント) PM(プロジェクトマネージメント) CM(コンストラクションマネージメント) リフォーム、積算、	・「APECアーキテクト」 (2005年11月発足予定)	
		2級建築士	5年						
		木造建築士	5年						
構造	・建築の構造設計及びその工事監理に係わる業務	1級建築士	5年	3件以上	250単位			・「APECエンジニア(構造)」 ・日本建築構造技術者協会 「建築構造士」	
環境設備	・建築の設備(空調設備、給排水衛生設備、電気設備)設計及びその工事監理に係わる業務	1級建築士	5年	2	3件以上	250単位	空調設備(空調) 給排水衛生設備(衛生) 電気設備(電気) <必ず表示・複数可>	省エネルギー 情報システム	・建築設備技術者協会 「JABMEE シニア」
		2級建築士 + 建築設備士	5年						
		木造建築士 + 建築設備士	5年						
生産	・建築施工管理、設備施工管理に係わる業務 ・維持管理、診断・改修、積算、CM等の建築生産に係わりのある業務	1級建築士	3年	3	3件以上	150	・建築施工管理(建施工) ・設備施工管理(設施工) ・積算(積算) 5 ・診断・改修(診・改) 6	戸建住宅、集合住宅、CM(コンストラクションマネージメント) 維持管理、リフォーム、鉄骨工作図、鑑定書等作成、確認申請代行、工事監理委任	・日本建築積算協会 「建築積算資格者」 ・ストック3団体 6 「5資格」
		2級建築士	6年						
		木造建築士	6年						
棟梁	・日本の伝統木造技術を継承し、伝統建築(社寺建築、数寄屋等)の建築生産全体の統括・設計・工事監理及び施工(木工技能)を行なう業務 ・日本の伝統木造技術の基礎となる規矩術や木組みの架構技術を修得し、その技術を現代建築に活かし、木造住宅をはじめ、学校や福祉施設等の設計・工事監理、及び施工(木工技能)を行なう業務	1級建築士	5年	4	3件以上	250単位		伝統型木造住宅、寺社仏閣建築、数寄屋造、古民家診断・改修・再生等	・日本伝統建築技術保存会 「正会員」 ・「日本伝統建築技能者」
		2級建築士	8年						
		木造建築士	8年						
法令	・法令の策定、確認検査、住宅性能評価等に係わる業務 ・裁判所、行政、建築士会等に対する建築技術的、法的立場からの支援業務	1級建築士 7	3年			3件以上	150単位		・「建築基準適合判定資格者」
教育研究 8	・教育機関において、建築に関する教育、訓練等の業務 ・研究・調査・開発機関(大学を含む) ・企業の研究開発部門等において、特定の専門分野の研究開発等	1級建築士	5年	3件以上	250単位			設計、構造、環境設備、材料・施工、福祉工学、建築計画、都市計画、建築史	
		2級建築士	5年						
		木造建築士	5年						

- 1 制度導入時の経過措置期間は除く
- 2 実務経歴年数は「建築士」か「建築設備士」のどちらか早い取得からカウントできる。
- 3 実務経歴年数は「建築士」か「一級建築施工管理技士」「一級電気工事施工管理技士」「一級管工事施工管理技士」いずれか早い取得からカウントできる。
- 4 実務経歴年数は「建築士」か「一級建築施工管理技士」のどちらか早い取得からカウントできる。
- 5 「積算」表示の為の必須資格: 日本建築積算協会「建築積算資格者」
- 6 「診・改」表示の為の必須資格: 日本建築防災協会「特殊建築物調査資格者」 日本建築設備・昇降機センター「建築設備検査資格者」
建築設備維持保全協会(BELCA)「建築仕上診断技術者」「建築設備診断技術者」「建築・設備総合管理技術者」
- 7 2級・木造建築士の場合、建築基準適合判定資格者に限る。
- 8 既に「まち」「生産」で登録された教育研究者は、現登録期間は有効。希望者は更新前に「変更申請」を行うことが出来る。(平成17年10月1日から適用)